

池田文書の研究(60)

官庁関連の書簡(その3)

池田文書研究会

- 40 明治18年12月23日 (2522) 二月五日 明宮御殿 御内儀掛
御用有之候条、明後廿五日午前十時明宮御殿へ参
上可有之此段申入候也
池田謙齋殿
十八年十二月廿三日 明宮⁽¹⁾御用掛
池田一等侍医殿
- (1) 明宮^{はるのみや よしひと} 嘉仁親王、明治天皇第3皇子、明
治12年8月31日御生誕、後の大正天皇。
- 41 明治 年11月9日 (2524) 二月廿九日 明宮御殿詰 属
明宮御方此程中御違例被為在屢々御伺ニ付、此ノ
交肴被下候間為持差進候、御受納可被下候也
池田侍医局長官殿
十一月九日 明宮御殿 御内儀掛
池田一等侍医殿
- 42 明治 年1月13日 (2525) 四月九日 明宮詰 御内儀掛
御子息様乍御苦勞只今より御参有之候様明宮御沙
汰ニ付此段申入候也
池田侍医局長殿
一月十三日 明宮詰 御内儀掛
池田謙齋殿
- 43 明治 年2月1日 (2526) 四月九日 明宮詰 御内儀掛
拝啓、然は御前昵近ノ者ニシテ種痘致候節ハ、其
最初より終結迄大概何日間程御前へ出勤ヲ可相憚
哉、奥向より伺出ノ向御坐候間、乍御面倒右憚日
数为御聞被下度、此段御照会仕候也
池田侍医局長殿
二月一日 明宮御殿 御内儀掛
池田一等侍医殿
- 44 明治 年2月5日 (2527) 二月廿九日 明宮御殿詰 属
明宮御方御微邪ニ被為在候処、御咳氣被為在候ニ
て御苦勞之御事ニ御座候へ共、明朝御参診相成度
旨被申進、中山殿被申聞候ニて奉上申候也
池田侍医局長官殿
- 45 明治 年2月29日 (2523) 二月廿九日 明宮御殿詰 属
明宮殿下昨夜御寝後御咳嗽ノ為少々御吐却被為在
候ニ付、一応篤ト御拜診相成度ニ付、本日午後五
時過より九時比迄ノ中御参殿相成候様可申入、勤
務被申聞候条此段申入候也
池田侍医局長官殿
- 46 明治 年4月9日 (922) 四月九日 明宮詰 御内儀掛
拝啓、陳ハ女官清水谷豊子殿、先生へ御診察願度
旨申出、就てハ明日ハ御用ニて差支御坐候ニ付、
本日中ニ御来診被成下候様此段願上候也
池田侍医局長殿
- 47 明治22年11月6日 (1080) 明治二十二年十一月六日 東宮大夫子爵 曾我祐準
(封筒表) 侍医局長 池田謙齋殿
(封筒裏) 緘 東宮大夫子爵 曾我祐準
来ル十三日午後五時三十分当御殿ニ於テ御陪食被
仰付候間、御参殿有之度此段申進候也
侍医局長 池田謙齋殿
追テ当日燕尾服着用ノ筈ニ候、且御請書来ル十
日迄ニ御差出有之度候也

(注) 明宮(大正天皇)は明治22年11月3日立
太子の礼を受け皇太子(東宮)となる。

- 48 明治 年1月24日 (569)
 (封筒表) 池田侍医局長殿
 (封筒裏) 緘 奥 東宮大夫
 一, 御看 壺籠
 右は本日御上リ合セニ付, 以思食下賜相成候条及御廻候也
 一月二十四日 奥 東宮大夫⁽¹⁾
 池田侍医局長殿
- (1) 奥 東宮大夫 奥 保鞏^{やすかた}は明治25年1月4日より明治26年11月10日まで東宮大夫を勤める。奥 保鞏は明治期の軍人。日清・日露戦争に際し勲功あり。元帥。伯爵。弘化3年生。昭和5年7月没。享年85。(1846-1930)
- 49 明治 年4月7日 (2078)
 (封筒表) 神田区駿河台北甲賀町九
 池田謙^(ママ) 殿 親展
 (封筒裏) 〆 四月七日 花御殿 勘ヶ由小路
 拝啓, 陳は来ル十三日午後四時ヨリ紅葉館ニ於テ東宮御所詰諸員親睦会相催シ度候ニ付, 御出席被下度, 右御報申上度
 追て会費金参門御参会の有無トモ来ル十一日中ニ花御殿内勘ヶ由小路迄御報被下可候
 四月七日 幹事
 池田謙^(ママ) 殿
- 50 明治 年1月27日 (2061)
 一, 御交看 壺折
 本日御箸初メニ付常宮ヨリ被下候間, 為持差出候也
 一月廿七日 常宮御殿詰 属
 池田侍医殿
- 51 明治 年2月11日 (2062)
 此御看ハ紀元節ニ付御到来合ヲ以テ被下候間, 即為持上候也
 二月十一日 常宮御殿詰 属
 池田侍医殿
- 52 明治25年9月27日 (1869)
 (封筒表) 侍医局長 池田謙齋殿
 (封筒裏) 高輪御殿
 来ル三十日常宮殿下⁽¹⁾御誕辰ニ付同日午後三時より当御殿へ被為召候間此段申進候也
 廿五年九月二十七日 高輪御殿
 池田侍医殿
- (1) 常宮^{つねのみや} 明治天皇第6皇女, 昌子^{まさこ}内親王。明治21年9月30日生。竹田宮恒久王妃。
- 53 明治 年3月17日 (3033)
 拝啓, 然は本日午前九時頃周宮殿下⁽¹⁾御種痘被遊候ニ付, 早々御参殿相成度此段申進候也
 三月十七日 両宮御殿詰
 池田侍医局長殿
- (1) 周宮^{かねのみや} 明治天皇第7皇女, 房子内親王。明治23年1月28日生。北白川宮成久王妃。
- 54 明治9年5月20日 (1834)
 (封筒表) 正七位池田謙齋殿 式部寮
 (封筒裏) 緘 下谷徒町壺丁目五十式番地
 御用候條明後廿二日午前第十時礼服用参官可有之候也
 九年五月廿日 式部寮
 正七位 池田謙齋殿
- (注) 池田謙齋 陸軍軍医監拜命のため。
- 55 明治9年6月12日 (1832)
 (封筒表) 陸軍々医監 池田謙齋殿 式部寮
 (封筒裏) 緘
 御用候條明十三日午前第十時礼服用参官可有之候也
 九年六月十二日 式部寮
 陸軍々医監 池田謙齋殿
- 56 明治9年6月13日 (1831)
 (封筒表) 陸軍々医監 池田謙齋殿 式部寮
 (封筒裏) 緘 (上下にあり)

本日御用召之處、昨夜養父死去ニ付不参届之趣令
領掌候、右は追て忌明出仕之上参官可有之候也

九年六月十三日 式部寮
陸軍々医監 池田謙齋殿

(注) 池田謙齋の養父池田玄仲(多仲)は明治
5年8月17日に死去したが、当時謙齋はドイ
ツ留学中であつた為、帰国後正式に養父死亡
届を東京府へ出した。

57 明治9年6月20日 (1833)

(封筒表) 陸軍々医監 池田謙齋殿 式部寮

(封筒裏) 緘

御用候條明廿一日午前第十時礼服用参官可有之
候也

九年六月廿日 式部寮
陸軍々医監 池田謙齋殿

58 明治9年10月28日 (1830)

(封筒表) 陸軍々医監兼文部省四等出仕

池田謙齋殿 式部寮

(封筒裏) 緘

御用候條明廿八日午前第十時礼服用参官可有之
候也

九年十月廿八日 式部寮
陸軍々医監 池田謙齋殿

59 明治33年5月3日 (1827)

(封筒表) 従三位男爵 池田謙齋殿

同 令夫人

(封筒裏) 緘 式部長男爵 三宮義胤

本封ハ来ル十日皇太子殿下御婚礼之節、賢所参列
ノ通知状ニ付、目下旅行不在等ニテ当日参内致シ
難キコトヲ留守居ニ於テ予期シ得ル者ハ其事由ヲ
記シ速ニ式部職へ届出アルヘシ

(封筒裏全て印刷物)

来ル十日皇太子殿下賢所大前ニ於テ御成婚式行ハ
セラレ候節参列被仰付候ニ付、同日午前七時三十
分賢所前参集所へ参集可有之、此段申入候也

明治三十三年五月三日

式部長男爵 三宮義胤

従三位男爵 池田謙齋殿

同 令夫人

参列員着服文官有爵者有位者ハ大礼服陸軍将校
警察官ハ正装海軍将校ハ正服其他服制アル者ハ
其相当服勲章大綬

婦人ハ通常礼服(ローブ、モンタント、ボン
ネー又ハ袴)

公務又ハ病氣ニ依リ参列致シ難キ向ハ速カニ式
部職ニ申出ラルヘシ

(宛名以外は印刷物)

60 大正4年5月16日 (2144)

(封筒表) 宮中顧問官男爵 池田謙齋殿

(封筒裏) 緘 駿河台北甲賀町九

式部長官伯爵 戸田氏共 宮内省ゴム印

(「五月十八日午前八時三十分賢所前参集所え
参着之事」との謙齋書き込みあり)

来ル十八日稔彦王殿下⁽¹⁾ 聡子内親王殿下⁽²⁾ ト賢
所大前ニ於テ結婚ノ礼被行候ニ付、大礼服用午
前八時三十分賢所参集所へ参集可有之、此段及御
通知候也

大正四年五月十六日

式部長官 伯爵 戸田氏共 印

宮中顧問官男爵 池田謙齋殿

来ル十八日聡子内親王殿下稔彦王殿下ト結婚ノ
礼被行候ニ付テハ、当日東宮御所へ参賀可有
之、此段及御通知候也

大正四年五月十六日

式部長官伯爵 戸田氏共 印

宮中顧問官男爵 池田謙齋殿

追テ服装男子ハ主官ハ通常服、式官ハ通常礼
装、女子ハ通常服又ハ袴着用ノ事

(宮内省用箋使用)

(1) 東久邇^{ひがしくに}稔彦王殿下久邇宮朝彦親王第9男
子。陸軍大将。昭和20年終戦直後総理大臣
となり終戦処理を行う。明治20年生、平成2
年没。享年102。(1887-1990)

(2) 東久邇^{としこ}聡子 明治天皇第9皇女、泰宮内
親王。明治29年生、昭和53年没。享年81。
(1896-1978)

61 明治21年11月17日 (2839)

(封筒表) 勳二等 池田謙齋殿 号外

(封筒裏) 緘 賞勳局 内閣用印

号外

明治二十一年勅令十一月第七十六号勳章佩用式第三條第二項ニアル勳二等旭日章副章之儀ハ其製式旭日三等章ト同様ニ有之候間、最前叙賜ノ旭日三等章ヲ自今副章トシテ御佩用可有之、此段及御通知候也

明治二十一年十一月十七日

賞勳局総裁伯爵 柳原前光

勳二等 池田謙齋殿

(内閣用箋使用)

62 明治22年11月27日 (1841)

(封筒表) 池田侍医局長殿

(封筒裏) 緘 賞勳局 内閣用印

本月三十日憲法発布記念章授与可相成候条同日午前十時参内可有之候也

但 実印持参之事

明治廿二年十一月廿七日 賞勳局

池田侍医局長殿

昇降 東車寄

著服 文官ハ通常服「フロックコート」

63 明治23年7月3日 (1840)

(封筒表) 侍医局長医学博士 池田謙齋殿

賞杯老箱添

(封筒裏) 緘 賞勳局

号外、今般別紙之通賞賜相成候条受領之上領票へ記名調印シ当局へ御差出可有之此段申入候也

明治廿三年七月三日 賞勳局 印

従四位勳二等医学博士 池田謙齋殿

(内閣用箋使用)

(注) 明治15年コレラ救恤金寄付に対する賞賜木杯。(池田謙齋履歴書より)

64 明治24年3月26日 (2841)

正五位子爵 安部信順⁽¹⁾

明治廿三年中東京府下貧民救助トシテ金二円五十

銭寄附候段奇特ニ候事

明治廿四年三月廿六日

賞勳局総裁従二位勳一等伯爵 柳原前光 印

賞勳局副総裁従三位勳一等子爵 大給恒 印

(1) 安部信順^{あんべのぶまさ} 三河半原藩主家、安政5年生。子爵。大正10年没。享年64。(1858-1921)。池田謙齋の次男次郎は安部家の養嗣子となり安部子爵家を継ぐ。池田文書の中に少数安部家の書類が存在する。

65 明治26年11月9日 (3485)

(封筒表) 侍医 医学博(士) 池田謙齋殿

賞杯老箱添

(封筒裏) 緘 賞勳局

従三位勳二等医学博士 池田謙齋

明治廿五年四月東京市神田区猿楽町外廿七ヶ町失火ノ節、罹災窮民救助トシテ金三拾円施与候段奇特ニ付、為其賞木杯老個下賜候事

明治廿六年十一月九日

賞勳局総裁正三位勳二等

公爵 西園寺公望 印

賞勳局副総裁従三位勳一等

子爵 大給 恒 印

(別紙)

賞杯辞令書褒状褒詞到達ノ上ハ左ノ書式ニ倣ヒ郵便端書ニ記載シ差出可有之候也

賞勳局

書式

證

一、辞令書 老通 褒状褒詞モ亦之ニ準ス

一、木杯 老個 或ハ老組

右正ニ拜受候也

年 月 日 姓 名 印

内閣賞勳局 御中

66 明治30年6月1日 (753)

従四位子爵 安部信順

明治二十七八年戦役ノ際従軍者家族扶助ノ為メ金貳円寄附候段奇特ニ候事

明治三十年六月一日

- 賞勲局総裁正三位勲一等子爵 大給恒 印
- 67 明治30年6月1日 (754)
従四位子爵 安部信順妻 信子
明治二十七八年戦役ノ際報国ノ旨意ヲ以テ有志共
同軍用品献納候段奇特ニ候事
明治三十年六月一日
賞勲局総裁正三位勲一等子爵 大給恒 印
- 68 明治32年1月21日 (752)
正四位子爵 安部信順
明治二十九年六月三陸津嘯ノ際宮城巖手青森県下
罹災者へ金拾円救恤候段奇特ニ付為其賞木杯壺箇
下賜候事
明治三十二年一月廿一日
賞勲局総裁正三位勲一等子爵 大給恒 印
- 69 大正7年12月20日 (3496)
正五位勲六等男爵 池田秀男⁽¹⁾
本年六月東京市養育院基金トシテ金參百円寄附
ス、依テ木杯壺組ヲ賜フ
大正七年十二月二十日
賞勲局総裁正四位勲二等伯爵 児玉秀雄 印
- (1) 池田秀男 池田謙齋長男。明治3年生。陸
軍1等軍医正。大正7年5月男爵位継承。同
年11月23日没。享年48。(1870-1918)
- 70 明治31年3月19日 (1838)
御用有之候條明后廿一日午前十時通常礼服着用出
頭可有之候也
明治卅一年三月十九日 爵位局
池田秀男殿
(通常礼服トハ燕尾服ヲ云)
- 71 明治32年3月11日 (1015)
(封筒表) 神田区駿河台北甲賀町九番地
池田謙齋殿
(封筒裏) 男爵議員□□□名簿
(池田謙齋筆にて添え書き)
爵位局 宮内省 (ゴム印)
- 爵位局 (送第一九七号)
一、金拾貳円五拾七銭六厘世襲財産官報及新聞紙
公告費、右華族世襲財産法施行手続第二十條ニ依
リ納金証書相添、三日以内ニ当局へ上納可有之候
也
明治三十二年三月十一日 爵位局 角印
男爵 池田謙齋殿
(宮内省用箋使用)
(本紙裏に池田謙齋筆にて書付添付)
用紙美濃紙ニテ壺通
納金証
一、金拾貳円五拾七銭六厘 但世襲財産公告費
右上納仕候也
年 月 日 爵 氏名 印
爵位局長宛
- 72 明治32年3月29日 (1839)
本日指令相成候世襲財産土地ニ対シ華族世襲財産
タル登記相済候ハ、別紙ノ例ニ準シ御届出可有之
此段申進候也
明治三十二年三月廿九日 爵位局第四課
男爵 池田謙齋殿
- 73 明治32年6月19日 (1018)
(封筒表) 神田区駿河台北甲賀町九番地
池田謙齋殿
(封筒裏) 爵位局 宮内省 ゴム印
送第四二八号
華族女学校ニ於テ来学期〔本年／九月〕ノ始メ新
生徒募集有之候ニ付、同期学齢〔明治廿四年十月
生ヨリ／同二十六年十月生マテ〕ニ相当スル華族
ノ女子ハ可成入学セシメラレ度、志願ノ向ハ本月
三十日迄ニ同校へ入学願書被差出度此段相達候也
明治三十二年六月十九日
爵位局長 公爵 岩倉具定
男爵 池田謙齋殿
追テ学齢女子入学志願ノ有無共本月二十五日迄
ニ無遅延当局へ被申出度、尤不志願者ハ其事由
ヲ詳記シ届書被差出度候也
送第四二九号

華族女学校幼稚園ニ於テ本年九月新ニ幼児募集有之候ニ付、華族ノ男女子ニシテ同期満三年以上六年未満〔明治廿六年十一月生ヨリノ明治廿九年十月生マテ〕ノ幼児ハ可成入園セシメラレ度、志願ノ向ハ本月卅日迄ニ同校ヘ入園願書被差出度此段相達候也

明治卅二年六月十九日

爵位局長 公爵 岩倉具定

男爵 池田謙齋殿

追テ入園志願ノ有無共本月廿五日迄ニ無遅延当局ヘ被申出度候也

74 明治32年9月18日 (1017)

(封筒表) 神田区駿河台北甲賀町九番地

池田謙齋殿

(消印 武蔵東京卅二年九月十八日チ便)

(封筒裏) 緘 爵位局 宮内省ゴム印

明治三十二年三月廿三日長女とし殿、東京府士族相楽剛造長男大八郎妻ニ婚姻願濟ニ付、戸籍役場ニ於テ送籍手續結了候ハ、其月日ヲ記シ御届有之度候也

九月十八日

爵位局第三課

池田謙齋殿

75 明治34年4月30日 (495)

爵位局達第二号

在京華族

皇太子妃殿下御分嬪親王降誕遊サレタルニ付、有爵並有位ノ輩通常服用、本日ヨリ三日ノ内ニ宮城並東宮御所ヘ参賀スヘシ

明治三十四年四月三十日

爵位局長 公爵 岩倉具定

76 明治 年10月10日 (1016)

拝復、菊男殿⁽¹⁾学習院入学云々ニ付御問合之趣了承、華族学齡者ハ何時ニテモ同院ヘ入学被差許候筈ニ候得共、猶為念目下實際ノ都合同院ヘ問合セ及候処、何等ノ差支無之由ニ候間、右御承知之上入学願書同院ヘ御差出相成度、此段及御回答候也

十月十日

爵位局

男爵 池田謙齋殿

(1) 菊男 池田謙齋の8男(末子)。米倉家養子となり米倉菊男と改姓。明治31年生。昭和55年没。(1898-1980)

77 明治11年4月25日 (1175)

(端裏書) 池田二等侍医殿 侍医当直

↗

一書致拜啓候、陳は明廿六日貴官御拜診として御出頭ニ候ハ、午前九時迄ニ御出勤有之度候、向後ハ御表ヘ出御之上拜診相願候事ニ候間此段申進候、尤別ニ御異例被為有候儀ニ無之候ヘ共此段為念申上候、出御早々拜願候都合ニ御坐候、明朝ハ伊東方成も為拜診出頭いたし候はづニ御坐候、此段申上候也

四月廿五日

(注) 池田謙齋は明治10年10月12日より11年11月まで2等侍医。

78 明治(10又は11)年11月3日 (1158)

拝見仕候、然ハ昨日来御所勞ニ付、本日参賀御断之段敬承仕候、尚下賜候御酒饌後刻取ニ御使御遣し被降度候也

十一月三日

↗

池田二等侍医殿

侍医局当直

↗

79 明治(10又は11)年10月17日 (1186)

皇太后宮明十八日午後一時御出門ニテ華族学校ヘ行啓被為在候ニ付、貴官御当直中御供奉被成候テ宜旨当番書記官申聞候、依之供奉服御用意御出頭被成度、此段御通達ニ及候也

十月十七日

大宮御所御容体ハ□御快被為入候ニ付、行啓被為在候筈ニ御坐候、再白

↗

池田二等侍医殿

侍医当直

↗

80 明治14年2月21日 (1166)

明後廿三日午前九時三十分御出門日比谷練兵場へ行幸、近衛歩騎砲工兵卒、依服役満期除隊式被為行候旨被仰出候条此段相達候也

十四年二月廿一日

前書之通被相達候ニ付てハ、貴官供奉御当リニ付為御心得此段御通知申入候也

但し廿三日雨天ニ候節ハ廿四日晴雨ニ不抱行幸被為在候との御達ニ御座候、已上

二月廿一日

侍医

池田一等侍医殿

81 明治14年7月23日 (1167)

(封筒表) 池田一等侍医殿 侍医

(封筒裏)

拜呈、然は花松典侍⁽¹⁾来ル十五日御産所へ被下候事ニ有之候処延引、来ル廿一日ニ相成候旨掛掛属より被申候間、為御心得御通致申上置候、要事耳如此

七月廿三日

侍医

池田一等侍医殿

(1) 花松典侍 千種^{ちぐさことこ}任子。明治14年8月3日
明治天皇第3皇女^{しげのみやあきこ}滋宮韶子内親王出産。

82 明治15年7月9日 (1217)

来ル十一日午前十時御出門、参謀本部え臨幸被為在候旨被仰出候、此段相達候也

十五年七月六日

右之通り被仰出候間、貴官御明番供奉御順ニ付御通達申上候也

七月九日

侍医当直

池田一等侍医殿

83 明治15年7月16日 (1020)

拜見、然は御国許ニ被為在候御尊姉⁽¹⁾永々御病氣之処、今曉御死去被成候趣、唯々御愁歎之至奉深察候、依て今日より御引籠之段承知仕候、御届書ハ早速差出し可申候、且又御忌服之義問合候処、左之通り候

忌 二十日

服 九十日

右御請迄如斯候也

七月十六日

侍医当番

池田一等侍医殿

尚々御番繰上リ之義可然取計可申候也

(1) 行田八重子 池田謙斎の4番目の姉。天保8年生、明治15年7月16日没。享年46。(1837-1882)

84 明治15年7月25日 (1204)

(封筒表) 池田一等侍医殿 侍医当番

(封筒裏)

酷暑之節ニ候処、愈御清適奉拜賀候、然は貴官御除服之義本省書記官え相尋候処、勅任之御方は内閣より直達相成候ニ付、宮内省にては分り兼候趣ニ候、右御除服之義ニ付てハ跡御番之都合も有之候間、御除服被蒙仰候ハ、早速其由御報知被下度此段願置候也

七月廿五日

侍医当番

池田一等侍医殿

85 明治16年8月31日 (3682-1)

御容体書

宮様⁽¹⁾御容体本月十三日比より御小水御通利御減少被遊候ニ付拜診仕候所、少々御中暑被遊候故御小水御減少と奉診候、乃御手宛にて御小水御分利被為在候へとも、御気重にて御哺乳御減、二十日御微熱被為在候ニ付御兼用加減調献、廿一日、廿二日、廿三日御同篇中御肝鬱被遊候ニ付御本方加減調献、廿四日、廿五日、廿六日御同篇、廿七日御唇舌御腫御哺乳被遊兼、又々御小水御不利、御本方加減、御口中御附葉等調献、廿八日御大便七度、御小水四度御通利被為在候へ共、御口中余程御糜爛、廿九日御同篇中、時々御発汗御大便六度御小水三度、夜中御安眠被遊候、三十日御口中御爛は大ニ御減被遊候へ共、御肝気御発動、時々御搖頭御咬牙被為在候ニ付御乳御絞召上候所、佳也御召上候、其他御口候等ハ不奉診候へ共、只今之内精々御鎮痛仕度奉診候、以上

十六年八月卅一日

浅田宗伯

下條通春
清川玄道
松島美定

本文申上候後御鎮痢之御手宛仕、昨夜ハ御穩にて佳也御眠被遊御小水三度御為在候也

(1) 滋宮^{しげのみや} 明治天皇第3皇女、韶子^{あきこ}内親王。
明治14年8月3日生、16年9月6日薨去。2歳1ヵ月。生母は権典侍^{ちくまことこ} 千種任子。

86 明治16年9月1日 (3682-2)
御容体書

滋宮様御容体、昨三十一日上申仕候後、午後九時御閉塞之御気味被為在候ニ付右御手当仕、暫時ニテ御緩被遊候、昨夜は御相応ニ御寝、御大便五度御小水両度御通利被為在外、昨日ニ御同篇ニ被為在候、此上御驚□等不被為在候様精々御予防罷在候、以上

明治十六年九月一日 浅田 初四名

87 明治16年9月2日 (3682-3)
御容体書

滋宮様御容体、昨一日上申仕候後、午前九時後御閉塞之御気味被為在候得共、右御手当ニテ御開キ被遊、午後御同篇、御大便五度、御小水三度御通利、夜中佳也御寝被遊候、尚御鎮痢仕度注意罷在候、以上

明治十六年九月二日 浅田 初四名

88 明治16年9月3日 (3682-4)
御容体書

滋宮様御容体、昨二日上申仕候後、御閉塞之御気味不被為在、御乳御しほりに無之少しつゝ被召上時々御寝、御大便五度、御小水二度、御乳、薬共御相応ニ被召上、夜中佳也御寝、今朝御目覚拜診仕候所御脈腹共御同篇中御平ニ奉診候、已上

九月三日 浅田 初四名

89 明治16年9月4日 (3682-5)
御容体書

滋宮様御容体、昨三日上申仕候後、御閉塞之御気

味不被為在、御大便五度、御小水四度御通利、夜中御相応ニ御寝被遊外昨日御同篇中御穩之方奉拜診候、以上

九月四日 浅田 初四名

90 明治16年9月5日 (3682-6)

滋宮様御容体、昨四日上申仕候後、御異状不被為在、午後一時暑熱之為メ少々御心煩被為在候得共、速ニ御緩み被遊候、御大便五度、御小水三度御通利、夜中御相応御寝、御同篇之内御平之方ニ奉拜診候、以上

九月五日 浅田 初四名

91 明治16年9月6日 (3682-7)

滋宮様御容体、昨五日上申仕候後、正午前後兩度御心煩之御気味被為在候得共、無程御緩、夜中佳也御寝、御大便四度、御小水二度御通利、今朝六時半御目覚後、俄ニ御撃擗御発昂、右御手当仕、稍御緩被遊候得共、時々御直視御発擗之御模様奉窺候間精々右御予防仕罷在候也

九月六日 浅田 初四名

92 明治16年9月6日 (3682-8)

九月六日一等侍医池田謙齋拜診同日午后四時比ヨリ御危篤之御容体、終ニ午後八時薨去被遊候事
(何れも宮内省用箋使用)

(注) 書簡番号3682-1~3682-8は書簡の内容及び同一人物の筆跡ではない点より侍医掛が書き写し池田謙齋に提出したものである。

93 明治18年10月24日 (1203)

伊東一等侍医殿行啓供奉ニ相成候ニ付、貴官明廿五日御当番順ニ相成候間、此段御通達申上候、尚御番割左之通ニ相成候也

廿三日 経徳

廿四日 正信

廿五日 謙齋

廿六日 玄卿

廿七日 純

十月廿四日

侍医当番

池田一等侍医殿

（注）岡玄卿は明治17年4月より4等侍医となる、又岩佐純は明治17年4月より18年5月まで渡欧により不在、又池田謙斎は明治19年2月侍医長官就任。よってこの手紙は18年のものと思われる。

94 明治 年7月3日 (1601)

尊書拝読、然は今日ニ至リ御熱勢更ニ御減少無之由、嘸々御困苦之御事と奉推察候、御番之処ハ如命宜敷様取計可申候間、右ハ無御掛念折角御加養專一ニ被成下度候、先々早々貴答迄如斯候也

七月三日 皇居侍医当直
池田一等侍医殿

95 明治 年10月15日 (3642)

拝読仕候、陳ハ来十八日御代番之云々、逐一拝諾仕候、然レハ貴兄十六日ニ御代番被下候義ト相心得、十八日ニハ出番可仕候、取急キ拝答迄、草々不乙

十月十五日

96 明治 年6月15日 (1021)

御所勞未御勝不被成候ニ付、当分御引籠御療養被成度旨御届之趣致承知候、当番改正之義夫々へ通達ニ可及候也

六月十五日 侍医当直
池田謙斎殿

尚々爾来又々御発熱被成候よし、御遷延相成候てハ甚御大事之御義ト奉存候、厚御加養被成候様奉專禱候、敬白

外に御□□御使へ相渡申候也

97 明治 年12月24日 (1022)

拝啓、聖上御大便昨夜御様子之節は不被為在、今朝は御使は至て御緩く御下痢様之御使ニ奉候候、御量は少ナキ方ニ御坐候、今朝桐命婦之咄ニ今朝之御大便中少々御腹鳴奉候候、御腹痛之御気味は聊も不被為在様と申候候、皇后宮昨夜来少々御風氣之御容体ニ被為在、昨夜拝診候処、御脈八十

少シク御肌熱御悪寒之御気味被為在、御咽喉御エラツキは被為在候得共、御咳嗽は不被為入候、其他御異状不奉候候、右は昨夜岩佐殿ニは御通知申上、今朝為御拝診御同人御出頭相成候筈ニ候、右両条奉申上度如斯候也

十二月廿四日 赤坂 侍医当番
池田長官殿

98 明治 年6月4日 (1023)

拝読、御所勞漸次御快宜ニ付明五日より御出勤御上直被下候趣拝承仕候、御番順夫々え早速通達可仕候、御請迄如斯ニ候、草々頓首

六月四日 侍医当番
池田一等侍医殿

99 明治 年1月16日 (1025)

拝読、陳は当一同へ御差置之御包御取下ケ之儀御依頼委細拝承、乃チ御使へ相渡候間、御落手可被下候也

一月十六日

池田謙斎様 拜復 侍医局 当直

100 明治 年2月13日 (1029)

来十六日午前八時卅分皇太后宮青山御所御出門、皇后宮御同時仮皇居御出門にて御別列芝公園内能楽堂へ行啓被仰出、御明番にて貴官御供奉ニ相成候間、此段御通達申上候也

二月十三日 侍医当番
池田一等侍医殿

101 明治 年12月25日 (1031)

拝啓、来ル廿七日午後一時皇太后青山御所御出門、皇后宮仮皇居御出門御別列にて有栖川宮邸え行啓被為在候旨被仰出候、方成殿明番より供奉被致候ニ付、貴官ニは乍御苦勞御繰上り同御時刻迄ニ御出番相成候様致度、此段及御通知候也

十二月二十五日 侍医当番
池田一等侍医殿

102 明治 年5月17日 (1103)

来ル十九日行啓被為在候ニ付、貴官御早出之義御通達申入候処、高階殿と御換番被成候由、右様之時は該日貴官御供奉御相当ニ相成候間、此段更ニ及御通達候也

五月十七日 赤坂 侍医局当番
池田一等侍医殿

103 明治 年 月2日 (1147)

（端裏書）池田一等侍医殿 侍医当番

明三日午前九時三十分御出門ニて吹上（後欠）

104 明治 年6月4日 (1148)

（前欠）芝離宮え行啓被仰出候、就ては貴官御出勤早々御苦勞奉存候得共、右御時刻頃迄ニ御早出相成候様致度、此段及御通知候也

六月四日 侍医当番
池田一等侍医殿

105 明治 年10月25日 (1154)

（封筒表）池田一等侍医殿 御番用
（封筒裏）緘

来ル廿七日午前 [欠] 御出門ニて [欠] 両皇后宮行啓 [欠] 仰出候ニ付、当日御当番は右ニ付、例 [欠] 少々御早メニ御 [欠] 下度此段申上（後欠）

十月廿五日 侍医当直
池田一等侍医 [欠]

106 明治 年6月18日 (1155)

拜啓、皇后宮昨午後より急ニ御胃痛ニて御困り被遊候処、一時之御事ニて今日ハ右御痛大分御宜敷方ニ被為在候、併御微痛は未タ被為在、且夫故歟御食気は不被為在、今日ハ御飯床ニ被為在候間、右御心得迄ニ申上候也

六月十八日

池田一等侍医殿 御容体書 侍医当直

107 明治 年3月7日 (1169)

前略、伊東盛貞殿所勞相発候ニ付、明八日当番之処引籠ニ相成候間、明日は貴官御繰上リニて御当直御出頭可被成候、且明八日ハ午前八時半御出門ニて植物御苑へ行幸被仰出候間、如恒例御出勤懸青山御所御拜診ニて、夫より植物御苑ニ於て御交代相成度此段御通知申上候也

尚以御番順左之通りニ繰上ニ相成候間、是亦申上置候也

三月 八日 謙斎
九日 方成
十日 正信
十一日 純
十二日 経徳

右之通りニ御座候也

三月七日 侍医当番
池田一等侍医殿

[主要参考文献]

- 朝日新聞社編『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社 1994年11月30日発行
朝日新聞社編『史料明治百年』朝日新聞社 1966年11月25日発行
霞会館諸家資料調査委員会編『昭和新修華族家系大成』上・下巻霞会館 1984年4月10日発行
高崎斐子他『明治天皇の侍医 池田謙齋』さっぽろいづみ 1991年7月31日
池田文書研究会編『東大医学部初代総理池田謙齋』上・下巻 思文閣出版 2007年2月25日発行
吉田忠・深瀬泰旦編『東と西の医療文化』より遠藤正治著「明治期の侍医制度と池田文書」思文閣出版 2001年5月11日発行
大植四郎編『明治過去帳』東京美術 1971年11月20日発行